

平成26年度水源林造成事業評価技術検討会議事録

1 日 時：平成27年2月26日（木）15:00～17:45

2 場 所：農林水産省 本館7階 林政部会議室

3 出席者：

委員

日本大学 生物資源科学部 教授

井上 公基

信州大学 学術研究院理工学域（農学系） 教授

植木 達人

岩手大学 農学部 教授

岡田 秀二

特定非営利活動法人 森林をつくろう 理事長

佐藤 和歌子

林野庁

整備課長

新島 俊哉

独立行政法人森林総合研究所

森林業務担当理事

城土 裕

総括審議役

飯田 道夫

4 議 事：

【事務局（久保補佐）】

定刻より少し早いですが、出席者の皆様がお揃いですので、ただ今より平成26年度水源林造成事業評価技術検討会を開催いたします。

技術検討会開催に当たりまして林野庁の新島整備課長よりご挨拶を申し上げます。

【新島整備課長】

整備課長の新島でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は大変お忙しい中、本検討会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、常日頃から水源林造成事業はもとより林野庁の施策に関してご理解ご協力を頂いていることにつきましてこの場を借りて感謝申し上げます。

さて、委員の皆様方ご承知のとおり、最近、山が動き始めたという感じで、資源としてやっと活用できる時代がきたと言う感じでございます。特に九州、西の方から、主伐もどんどん進み始めており、今後、森林を資源として循環させていくことが、引いては林業の成長産業化、そして地域の振興に繋がっていくことになろうかと思ひます。そこで、森林の整備を確実かつ継続的に実施していくことが重要なポイントになるのではないかと思ひます。しかし、森林整備事業は公共事業ですので林業の振興とは直接的では

なく森林の多面的機能の発揮ということが事業の目的の主体になるわけですが、林業が振興することによって資源が循環していきますので、そこは車の両輪になるのではないかと考えております。

ただ、現在1,000万ヘクタールという人工林がある中で、積極的に資源を循環させていく森林と、もう一つは、1,000万ヘクタールが作られた時代というのはまさに木が売れた時代という経済状態の下での造林でしたので、中には、最終的には天然林に返していくという森林もあるのではないかと考えております。そのような中で、やはり非常に重要な部分を占めるのが、「公的な森林整備」なんだろうと思います。公的な森林整備が必要な箇所は奥地に限られることとなりますが、この奥地水源地域の森林の整備を行っております水源林造成事業は、民有林の公的森林整備の中でも非常に中核を占めるものだと考えておりますし、また、平成28年の夏頃になるとと思いますが、現行の森林・林業基本計画の変更

という中で、この水源林造成事業をしっかりとやっていくということが必要かと考えております。

特に、事業の実施に当たっては、国のお金を使っているわけですので、当然、透明性や客観性というものを確保しながら、効率的、効果的に事業を実施していくことが重要になりますので、本日の技術検討会につきましては、委員の皆様方のご意見を伺いながら、より良い評価になるように見直しを重ねていきたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひしたいといたします。

なお、後ほど事務局のほうからご説明をさせていただきますが、平成25年12月に閣議決定されております「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、現在、水源林造成事業は、森林総合研究所法の附則で実施しておりますが、その受け皿法人の検討について、現中期目標の終了時（平成27年度末）までに結論を得るということになっております。林野庁におきましては、来年度、現行の森林総合研究所の「中期計画の評価結果」、「研究開発と水源林造成事業との連携によるシナジー効果」等の検証を行い、その結果を踏まえて、受け皿法人について検討していきたいと考えております。

更に、現在「森林農地整備センター」という名称になっていますが、これは、森林部門と農業部門の両方の事業を実施してきたからですが、農業部門の工事関係の事業が平成25年度で全て完了していることから、「森林農地整備センター」を「森林整備センター」に名称変更し、平成27年4月に研究開発を行う独立行政法人の呼称を「国立研究開発法人」に変更することと併せて、名称を「国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター」とさせていただきたいと考えております。

今年度の事業評価技術検討会の開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局（久保補佐）】

それでは、事務局より委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

向かって左側の委員から、ご紹介させていただきます。

日本大学生物資源科学部教授の井上委員でいらっしゃいます。

【井上委員】

井上です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、岩手大学農学部教授の岡田委員でいらっしゃいます。

【岡田委員】

岡田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、右側の委員をご紹介させていただきます。

信州大学学術研究院理工学域教授の植木委員でいらっしゃいます。

【植木委員】

植木です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

特定非営利活動法人森林をつくろう理事長の佐藤委員でいらっしゃいます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

なお、本日、京都大学の深町委員につきましては、ご都合により欠席となっております。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、林野庁の出席者をご紹介させていただきます。

先程ご挨拶させていただきました新島整備課長でございます。

【新島整備課長】

新島です。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

整備課大沼推進官でございます。

【事務局（大沼推進官）】

大沼でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

続きまして、独立行政法人森林総合研究所の出席者をご紹介します。
城土森林業務担当理事でいらっしゃいます。

【城土理事】

昨年4月1日に本所の企画総務担当理事から、森林業務担当理事となりました城土でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

飯田総括審議役でいらっしゃいます。

【飯田総括審議役】

飯田でございます。昨年8月にまいりました。よろしくお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

最後になりますが、本日の司会進行を担当させていただきます整備課業務管理班担当課長補佐の久保でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を開けてご確認いただきますが、先ず、資料1が議事次第でございます。資料2が出席者一覧、資料3が配席図、資料4が水源林造成事業評価技術検討会運営要領、資料5が水源林造成事業を巡る諸情勢について、資料6が平成26年度期中の評価として資料6-2が1から5まで、資料6-3と資料6-4まで付いております。続きまして、資料7が平成26年度事前評価としまして、資料7-1として事前評価対象地一覧でございます。事業実施地区別資料としまして資料7-2-1から2まで、資料7-3としまして、費用対効果分析事例・便益集計表でございます。資料8がその他。参考資料として、(1)から(5)まで添付させていただいております。欠落等が有りましたら、お申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【事務局（久保補佐）】

今回の水源林造成事業評価技術検討会は新委員による初めての開催ですので、議事に入る前に座長を選出したいと思います。

本日の資料4の「水源林造成事業評価技術検討会運営要領」第4「検討会の座長」と

いう条項におきまして、「検討会を統括するため、検討会に座長を置き、互選によってこれを定める。」とされております。どなたか、座長として適任の方がいらっしゃいましたら、ご意見ございませんでしょうか。

【植木委員】

これまでのように、井上先生が適任かと思えます。

【事務局（久保補佐）】

ただいま、井上委員がよろしいのではないかと意見がございました。委員の方々、如何でしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局（久保補佐）】

それでは、井上委員、座長をよろしくお願いいたします。

井上委員におかれましては、座長席にお移り頂きたいと思えます。

それでは、井上座長議事進行をお願いいたします。

【井上座長】

それでは、本日の座長を務めさせていただきます日本大学の井上です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに本日のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（久保補佐）】

本日のスケジュールについてご説明させていただきます。

まず、情報提供として、水源林造成事業を巡る諸情勢について事務局から説明させていただきます。

次に、事業評価の本題に入りまして、平成26年度の期中の評価について委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。

その後、休憩を挟みまして、平成26年度の事前評価について委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。最後にその他といたしまして、事務局より説明させていただきます。

以上、本日の検討会は17時45分までを予定しています。

【井上座長】

本日の予定について、事務局より説明がありましたが、このように進めさせていただ

いてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【井上座長】

それでは、ただ今のご説明に沿って進行してまいりますのでよろしくお願いいたします。

先ず、水源林造成事業を巡る諸情勢について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（大沼推進官）】

整備課大沼でございます。

少々長いので、座って説明させていただきます。

資料5になりますが、水源林造成事業を巡る諸情勢について説明いたします。

内容は、独立行政法人改革等に関する基本的な方針について、平成25年12月24日閣議決定の抜粋、平成26年度林野庁関係補正予算、平成27年度林野庁関係予算についてを説明いたします。

先ず、独立行政法人改革等に関する基本的な方針についてでございます。平成25年12月に閣議決定され、昨年この技術検討会でもご紹介している内容でございますので、確認になりますけれども、その概要と進捗状況をご説明いたします。

I といしまして、独立行政法人等の基本的な方向性（略）となっておりますが、この部分の概略を説明いたしますと、独立行政法人制度が平成13年1月に中央省庁等改革の一環として、企画立案部門と実施部門を分離し、実施部門に法人格を与えて政策実施のパフォーマンス向上を目的として導入されたこと。その後、様々な問題点が指摘され、制度・組織全般にわたる改革に着手したこと。そして今般の改革では、これまでの改革の集大成として、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能の最大化、官民役割分担の明確化、民間活力の活用による肥大化防止・スリム化を図ることを、政府一体となって取り組んでいくという、これまでの歩みが示してございます。

II ですが、独立行政法人制度の見直しということで、法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人分類ですが、中期目標管理型法人、研究開発法人、単年度管理型法人の3つに分類することになり、森林総合研究所としては研究開発法人に分類されたところ

です。
研究開発型法人への対応ですが、「研究開発法人について「国立研究開発法人という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する」としております。これに基づきまして、先ほどの課長の挨拶にもありまして、平成27年4月に、国立研究開発法人森林総合研究所に名称を変更することになります。

IIIのところですが、独立行政法人の組織等の見直し、2として各独立行政法人等につ

いて講ずべき措置は、別紙のとおりとするとされています。次のページ中段以下が別紙の内容でございます。森林総合研究所、森林保険特別会計の部分ですが、一つ目、森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管するというので、森林保険については、平成27年4月から森林保険センターとして川崎で業務を開始することになりました。3つめの丸のところ、先ほど課長からもございましたが、水源林造成事業の受け皿法人の検討については現中期目標期間終了時までには結論を得るとされており、研究開発法人のもとで、このページ上の方に書いてございますが、水源林造成事業、公共事業執行業務を行うこととなります。森林総合研究所の研究開発業務と水源林造成事業との連携による、森林整備に係る技術の高度化等のシナジー効果を検証した上で結論を得ていく考えでございます。また下の方になりますが、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化が記述されています。これにつきましては3月にセンター内部に弁護士、公認会計士、学識経験者からなるリスク管理委員会を立ち上げて強化を図ることとなっております。学識経験者としては井上先生にお願いすると伺っております。

なお、センターの名称についても先ほど課長の挨拶でありましたとおり、この4月に国立研究開発法人化すること、併せて森林整備センターと改称することで準備を進めております。

次に平成26年度の林野庁関係の補正予算について説明いたします。平成26年度の補正予算ですが、1月9日閣議決定され2月3日に成立しており、現在、執行を行っているところです。林野関係については新たな経済対策として824億円となっております。平成25年度の補正が1,294億円ですので3分の2程度となっております。政府全体といたしましても昨年度補正が5.5兆円のところ今年度は3.1兆円ということでかなり縮減されておりました。農林水産省全体としても25年度の4,310億円から2,781億円とかなり縮小されております。これは、財政健全化目標に向かっての縮減となっております。

平成26年度の林野庁関係補正予算の内訳についてですが、3ページをご覧ください。非公共として、森林整備加速化・林業再生対策、木材需要拡大緊急対策、森林・林業人材育成対策の3つ、表の左に公共として、治山事業・森林整備事業として105億円、その内訳として治山事業として31億円、森林整備事業として74億円となっております。内訳については10ページ中段から下になりますが、水源林造成事業はこの森林整備事業74億円の中の12億5千万円となっております。平成25年度補正予算34億5千万円からはかなり縮減されたものとなっておりますが、即効性のある事業を集中的に実施するとの政府方針を踏まえ、また、森林吸収源対策に資するためといたしまして、間伐主体の予算を組んで、年度内の執行を原則として取り組んでいるところです。

3ページに戻って頂いて非公共として575億円です。森林整備加速化・林業再生対策、木材需要拡大緊急対策、森林・林業人材育成対策の3つとなっております。その概要について簡単に紹介させていただきます。4ページからPR版がついております。

4ページの森林整備加速化・林業再生対策として、木造公共建築物・CLTの製造ラ

イン・木質バイオマス利用施設等の整備、間伐など自伐林家を含めた多様な担い手による地域の創意工夫に基づく取組を総合的に支援するものとして、546億円。

7ページですが、木材需要拡大緊急対策として、展示施設の整備、展示会の開催など住宅分野等における地域材の利用促進、木製家具の輸出促進、CLT等新たな木質部材・工法等の開発・普及の加速化等を支援するもので、26億円。

9ページになりますが、森林・林業人材育成対策、緑の雇用現場技能者育成対策事業としまして、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用等の実施により、現場技能者の確保・育成を推進する事業に3億円との内容になっています。

以上が平成26年度補正予算についてです。

次に、平成27年度予算が12ページからとなっております。平成27年度は、国と地方を合わせた基礎的財政収支プライマリーバランスの赤字を、対平成22年度国内生産GDP比から半減させるとの目標の年次に当たることを踏まえ、民需主導の持続的な経済成長と財政健全化という二つの目標の達成を目指すこととされ、予算の重点化が図られています。

平成27年度の林野庁予算については、森林整備事業は、森林吸収源対策の推進の観点から、前年度1,197億円を若干上回る水準100.5%、1,203億円を確保できる見込みです。また、治山事業については、災害に強い森林づくりの推進の観点から、前年度616億円と同水準を確保できる見込みです。全体として、一般公共1,819億円、対前年度として100.3%確保できる見込みです。

13ページですが、豊富な森林資源の循環利用や地球温暖化の防止等のため、間伐等の森林施業や路網整備等を推進する森林整備事業として1,203億円。水源林造成事業については、括弧の中に記載があり、248億7千万円で対前年度比100%、明示はされていないのですが、12ページ下の東日本大震災からの復旧・復興対策の中に公共事業として434億円計上されており、その内4億円で前年度比95%が措置されております。また、財政融資資金からの借入金63億円で対前年比98%を予定しております。平成27年度は償還金が前年度より減額となることから、実質の事業費は増加となる見込みです。

14ページになりますが、集中豪雨等による山地災害等の防止・軽減のため、荒廃山地の復旧整備、津波に対し粘り強い海岸防災林の整備等「緑の国土強靱化」を推進する治山事業616億円となっております。

また、非公共事業として16ページ以降になりますが、16ページが森林・林業再生基盤づくり交付金で、木材の利用拡大、安定的・効率的な供給等に向けて、CLT製造等の木材加工流通施設、高性能林業機械の整備等の支援するもので27億円、18ページが新たな木材需要創出総合プロジェクトで、CLT等新たな製品・技術の開発・普及の加速化等に加え、新たに、工務店等による地域材の利用促進、木質バイオマスの利用促進のための相談・サポート体制の構築等を支援するものとして17億円、21ページが森林・山村多面的機能発揮対策として、地域住民等からなる活動組織による森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援するもので2.5億円、25ページが森林・林業人材育成対策に

関して、林業就業前青年への給付金の給付や、「緑の雇用」事業の拡充等により、新規就業者の確保・育成等を支援、62億円などとなっており、必要な予算の確保に向け全力を挙げて取り組んでいるところです。

整備課関係の予算を説明いたします。31ページになります。花粉発生源対策の推進ということで、この事業は、様々な課が関わっている予算となっておりますが、主な内容は括弧2に「種苗生産施設の体制整備」として、これから規模が大きくなるであろうことから、育苗機械や種苗生産施設等の整備等の支援整備ということでございます。

括弧3として、苗木生産者に対して、コンテナ苗の生産の技術研修を実施するというところでございます。

その下の、コンテナ苗需給拡大ということで、関係者が一堂に会し合意形成や条件整備等について取り組む運営協議会といったものを考えています。

次のページですが、これは農山漁村地域整備交付金の中に入っているのですが、花粉発生源対策促進事業ということで、花粉発生源の立木の伐採や除去に必要な経費について支援するといったものでございます。

平成27年度予算は、1月14日に閣議決定され、今次第189回通常国会に提出され、現在予算委員会で年度内成立を目指して審議されているところです。

水源林造成事業を巡る諸情勢について以上でございます。

【井上座長】

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして何かご質問等がございましたら、ご発言よろしくお願いたします。

【井上座長】

平成27年度の予算については、平成26年度の予算を若干上回っているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（大沼推進官）】

はい、100%を若干上回っております。まずまずの予算が確保できたのではないかと思っております。

【井上座長】

最後のほうで説明された「花粉発生源対策促進事業」は昨年度は全くなかったのでしょうか。

【事務局（大沼推進官）】

はい、新規となっております。

農林漁村地域整備交付金はもともとあったものですが、メニューとして「花粉発生源対策促進事業」が加わったということです。地方公共団体等が事業を実施するという部分に新規に組み込まれたということです。

【井上座長】

花粉発生源対策は、一時期、東京都庁が力を入れてやっていたように記憶していますが、それに準ずるような事業という理解でよいのでしょうか。

【事務局（大沼推進官）】

そうです。

東京都でやっているのは、非常に大きな補助をつけて実施しております。全額買取で全額植付といったような。この事業もある程度それに近いような事業となっております。もちろん一定の条件がありますが、かなりの部分が補助される事業です。条件としては、伐倒後に花粉症対策苗を植えなければならない等になっています。

【新島整備課長】

補助率は、基本的には一般の造林の補助率と同じです。あくまで森林整備事業は公共事業ですので、花粉を発生させる源を伐採するといったことに関して補助を出しますといったことであり、大体7割程度の補助率です。

【岡田委員】

水源林造成事業とは直接的には関係ないのですが、よろしいでしょうか。

15ページの森林整備事業の欄の「搬出間伐の推進に向けて、搬出材積10m³/ha以上の要件を見直し」とありますが、何故見直したのでしょうか。あと、これで目標年次までに3,900万m³が出るかの見通しは如何か。更に、主伐を増やしていることは承知していますが、主伐と間伐の具体的なシミュレーションをしているかを教えて頂ければと思います。

【新島整備課長】

搬出材積10m³/ha以上の要件自体は変わっておりませんし、大原則として変えるつもりはございません。そうであれば何を見直したかということ、例えば、3haの事業地があって、その内2haが10m³/ha、残りの1haが1m³/haであった場合、3haを一緒にしてしまうと、平均で10m³/haを下回って7m³/haとなってしまう間伐ができないというのが今までの要件だったのですが、それを、10m³/haの搬出が可能なところは間伐が出来るようにしましょう、それと同じ面積については、10m³/haを下回っていても間伐が出来るようにします、といった要件に見直したということです。プラスアルファになるといった考え方です。それですので、基本10m³/haは変えておりません。プラスしてこれまで

手が付けられなかった所でも施業が出来るようになり、さらにはそのような箇所であっても、次回の間伐時には10m³/ha以上搬出できるようになると考えておりますので、運用の改善を行ったということです。

【植木委員】

私も水源林造成事業とは関係ないところで申し訳ないのですが、17ページの林業の成長産業化の実現ということで、木材利用の拡大、木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築と川下の部分についても強化を図るとあるわけですが、最近気になっている点として、林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立がなかなかうまくいっていないように私は感じています。川上のところで材が出なければ、いくら川下の部分で強化を図ろうがなかなかうまくいかないのではないのでしょうか。特に川上の部分の労働力の確保、林業担い手の育成・確保、労働安全衛生の推進といった項目はあるのですが、定着率の問題もあるのかもしれませんが、なかなか厳しい労働条件の中で更に工夫をしなければ、山から材が出るような仕組みが構築できないのではないのでしょうか。機械化するだとか路網を作るだとかは機械的な問題なのでやれるのかもしれないが、何せ人がいない。この部分をもう少し工夫しなければ難しいのではないかなという気がしています。この辺りは平成27年度に向けて対策は考えられているのでしょうか。

【事務局（大沼推進官）】

人の部分であれば、「緑の雇用」に代表されるようなものを中心にやっていくことになるかと思います。具体的には、25ページのようなことになるのですが、ある程度、人は定着してきていると考えておりますので、その方々のスキルアップ・キャリアアップといったところです。①、②、③とありますが、特に②の「3年間のOJT研修」、それと③の「現場管理責任者等へのキャリアアップ」といったようなもので研修等に来て頂いた方に更にスキルを磨いて頂くということで考えております。

【植木委員】

そうですか。

多分、難しいのではないかと思うのは、最近、林業に従事する労働者が若返ってきているという話があるのは認識しているのですが、何せ絶対量が少ない。今、来ている方々が様々な方法でスキルアップするのは結構ですが、もっと新規参入者を引き込む工夫なければ底辺が広がってこない。どの地域でも悩んでいるような気がしているので、林業が産業として伸びていくためには、人材育成、雇用の創出といったものを少し工夫しなければならないのではと個人的には考えています。だからといってどのような工夫が効果的かと言われるとなかなかすぐには思い浮かばないのですが。

【事務局（大沼推進官）】

全体的に森林林業というものが産業として伸びてくれば、新規に人も入ってくるということになるかと思えます。

例えば九州では動きが見えつつあるということを知っています。そこで新たに入って来られる方もいらっしゃるということは伺っています。

【新島整備課長】

基本的に、労働力の確保というのは、私も実は国有林で労働力の確保といったような業務を少しやっていたことがあって良く分かるのですが、林業事業体自体は、できるだけ通年雇用、優良な労働者抱えるために多少赤字になっても事業をやるといったことは当時から行われてきていて、やはり林業事業体の雇用力というものを確保するという意味で言えば、先ほどから話しにあるように成長産業いわゆる林業が産業として成り立っていく、つまり賃金がしっかり払えるということになるということが重要かと思えます。昔から、冬場になると山から下りて建設業の仕事をしてといったような話しがよくあったかと思いますが、今は、建設業ももの凄いな公共事業のラッシュで建設業に人が取られてといったところもあるかと思うのですが、結局、最終的にはどのように産業としてしっかりと成り立たせていくのかということが一番重要なことで、それには労働者のスキルアップを図っていくことが大切なのかなと考えております。

【井上座長】

水源林造成事業とは関係ないところで申し訳ないのですが、機械化のことについて、よろしいでしょうか。

高性能林業機械も5,000~6,000台近くとかなり現場に入ってきていて、台数としては頭打ちなのかなと感じています。今後、どのような機械を入れていくべきなのか、又は開発していくのかということも大変重要な課題だと思っております。また、機械化は進んでいるものの稼働率が非常に悪いという問題があったり、また、初期に導入した機械はベースマシンが小さかったりと伐採木の生長に従い対応できない機械になってしまっているような問題があったりと、更に水源林造成事業に絡めているのであれば、水源林造成事業地のような奥地を機械で行うには、どのような作業システムがいいのかということも検討しなければならない問題だと思えます。今後、機械化といったものをどのように捉えて現場に取り込んでいくのでしょうか。

【新島整備課長】

今、伺った話は現場でもよく出ておまして、特に大径材となりますと今まで使ってきた製材機にかからなくなる等があって材を使おうにも使えない実態があります。この前、林野庁の幹部が鹿児島島の志布志港に出張に行ったのですが、大径材がかなり中国に輸出されているという現実があって、結局、日本で売るよりも中国に輸出した方が高く売れるから輸出しているといった話しがあったようです。大径材問題というのは、川上

はもちろん川下のほうも含めて今後、重点的に考えていかなければならない課題だと捉えています。林業機械も、これまでの作業システム等を勘案して導入しているわけですから、大径材に仕立てていくものについてはどのように対応すべきなのか、また、かつてのように全ての造林地について長伐期化を図るといった時代でもないですし、今は少しずつ山が動き始めている時代ですので、うまく更新をしながら齢級配置を平準化していく必要があると考えています。これについては、新たに森林整備保全事業計画にも齢級の平準化といったものを入れていくことにしております。井上座長おっしゃるように大径材問題は、直近で出てくる課題であることは林野庁でも認識しております。

【事務局（大沼推進官）】

28ページになりますが、持続的な森林・林業経営対策として、来年から進めようとしているのが次世代の架線系林業機械の開発ということがひとつあります。政策目標に書いてありますが、素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合を向上させるということで、現在5割程度とされているものを、7割程度まで上げていくということを目指して平成27年度予算が組まれています。

【井上座長】

去年、現地検討会で見せていただいた現場では、かなり急なところまで車輛系の林業機械を入れていたのですが、それはおそらく作業道をしっかりした形で作るということで対応できていると思われました。しかし、あの現場以上に急傾斜であれば多分車輛系による林業機械では対応できないと思いますので、今、ご説明頂いたように架線系林業機械で対応せざるを得ないかと思しますので、新たな架線系林業機械の開発というようになことに目を向けた方が良いと思っています。宜しくお願いします。

【岡田委員】

私も大きな問題があると考えていますので、私からも要望を言わせて下さい。例えば資料5の25ページに人材育成について技術者レベルでは数値目標を立てて、そこに向けて頑張らなければならないことになっています。これが大事だと思います。林業労働者についても、例えば、間伐で550万ヘクタール伐ります、そのためには、少なくともこれぐらいの作業員人数が必要だと、そのような作業員レベルでの人数の明確な数値目標、これを持たないと先ほど提案のあった植木委員の心配は解消しないと思います。如何でしょうか。

【新島整備課長】

これについては、いずれにしても間伐の作業としてどこまで機械化が進んでいるかということと密接に関わる問題だと思います。だから今、井上座長がおっしゃられたように林業機械が入って作業をやっていくということであれば、いわゆる熟練の高性能林業

機械オペレータという作業員がいれば、それほどに作業員がいなくても少数でもできるでしょうし、今までどおりの間伐を人の手を使ってという大人数でやっていくとすれば結構な人数がいるでしょうし、その目標というのは全体の流れの中でという話になりますので、何がいいのかというのは決めづらいという感じはしております。ただ、現実には今の労働者で足りてるのかというのは、先ほど植木委員からも意見がございましたように、かなり厳しいことは間違いないと思っております。現在、年間52万ヘクタールの間伐を目標値にしておりますが、今後、労働力が減っていくというようなことがあった場合には、約束である以上守らなければならないのですが、その約束面積の52万ヘクタールもなかなか難しいことになってしまうのかなと思います。それと今後は高性能林業機械がどれだけ伸びるのかという部分と両方の絡みが出てくるんじゃないかなと思っております。

【岡田委員】

さっきの課長さんの話に継ぎ足して言うと、例えば、少なくともある程度持続ある産業として森林・林業が認められるためには最低限そこに雇用される者は年俵いくら以上にはなりませんとかの具体的な目標値とそこに向けた子供達が希望を抱けるような数値目標というのは多分必要だと思っております。そこを数字として出してほしいので、強く希望します。

【城土理事】

現在は、限られた労働者を他産業との取り合いになっているわけです。

岡田委員が言ったように、例えば人数を示せと言って、平成32年での林野庁の目標値が3900万 m^3 。かなり高いですが、仮に一日10 m^3 の生産性が確保できるとして、大雑把に計算すると390万人日、年間200日/人とすると延べ換算で2万人くらいという話になる。その中には、手作業でやらなければならない部分と林業機械を扱うオペレータの方がやってる部分とがあって、数値的に逆算すれば、かなり高い数字ですがその平均で生産性が10 m^3 /日であれば2万人で足りるということになる。ただ、これまで高い数字で計算してきた反省があって、例えば傾斜が40度を超えるようなところにも道を入れてという無理な目標値を作っていたりしたので、その反動で今は架線系が少し揺り戻しで増加傾向になってますけれども、架線系は全体で多分2割程度の割合ですから、今入れている路網をいかに活用して車輛系で搬出する必要があるかなんですね。架線系では井上委員が言われたように大径材対応ができませんから。今まではどちらかと言えば芯持材としていたのですが、大径材になったら、当然、芯去材になります。私どもの親組織である森林総合研究所では、芯去材でいわゆる未熟材を排除した形でのしっかりとした構造材を作るという研究もっておりますし、それとのセットでどうやって大きな材を出すかというのもモデル的にはできてはいます。それをそれぞれの地域の、例えば人数が何が悩ましいかという立方廻りなんですね。1本当たりの材積が1 m^3 ある林と0.3 m^3 しか

ないような林では同じ労働力を投じて、材を搬出するのにかかるところとかからないところとないと計算しないとだめなんでそれを一概に出すのは難しいんですけど、さっき言ったように総体の生産量、供給量から逆算すると2万人とかでも計算上はできる。それはただ上限ということ。

【岡田委員】

でも一日10m³というのはそれは数値としては出そうと思えば出てくるんだけど、現実的には半分ですね。

【城土理事】

そうであれば、工期が半分なので4万人が必要ということになります。

【岡田委員】

そう、4万人ということだ。やはり数値目標が欲しいよね。そうするとやはり子供達が、まだ足りないし、このようにおもしろい職場なんだとかね、期待されているんだとそこをアナウンスしていくことが大事だよ。

【事務局（大沼推進官）】

条件の問題、クリアしなければいけない問題が大量にあると思うのですが、先ほどもありましたように、年間を通じて雇用するですとか保険にちゃんと入れるですとか、そのような部分も確保できた上で何万m³という数字を申し上げるのが一番いいのかなというように思います。

【岡田委員】

政府挙げて農・林・水の成長産業化を言ってるんですから是非予算を取ってきて下さい。

【植木委員】

農山漁村という広い視点で、単なる林業という単独の視点ではなくて広い目でいかないと多分持たないんじゃないかなという気がします。要するにいかに農山村に人が定住するかというのが大きくて、若い人がなぜそこに住まないのかということを考えていかなければならない問題ではないかと思います。

【井上座長】

これから農山村に人が留まれるというような数値目標の方も必要かなというように思いますので、是非ご努力をお願いしたいと思います。

【井上座長】

よろしいでしょうか。では次に今年度の期中の評価につきまして事務局より説明を行います。宜しくお願い致します。

【事務局（大沼推進官）】

資料6になりますが、平成26年度の期中の評価について説明致します。資料6は資料6-1から資料6-4までございます。ご審議の中心は資料6-2-1になります。まず全体の構成を説明させていただきたいと思えます。

資料6-1でございますが、今回の期中評価対象地一覧が付いてございます。まず1ページ目に地図が付いてございまして、2ページ目、3ページ目が全体の森林の構成が分かるようにということで樹種別、年齢別の構成を付けさせていただいています。4ページ目に今回の評価対象地一覧ということで、1ページ目に地図がございましたが、流域名と括弧書きにて関係都道府県を記載しています。今回の対象流域は、十勝川、釧路川、閉伊川流域、阿賀野川、富士川、由良川、加古川、高津川、筑後川となっておりまして、この8広域流域に対して評価をお願いいたします。評価対象件数及び面積の合計でございますが、契約件数が2,819件、契約面積が9万1千ヘクタール、事業対象区域面積が7万1千haということになってございます。

6ページをおめくりください。期中評価における評価区域の単位についてということで、ご承知の方もいらっしゃると思いますので、ご参考までにご説明させていただきたいと思えます。公共事業の期中評価は5年ごとに実施することを求められておりまして、平成22年度までは、全事業地を整備局ごとに6局に区分致しまして、管轄区域にある同一年度の契約すべてを一実施単位として事業評価を実施してございましたが、これに対して課題に書いてございますように、単位となる対象面積が広大で、個々の事業地の地域的特性を十分に反映した評価になっていない、それから地方の枠を越えて一定の基準を持って行う事業であることを意識した評価単位とすべきと、このようなご指摘がございました。そこで検討会で検討いただきまして、下流域に事業効果を発揮するという事業の特性ですとか、事業期間の超長期性である事を踏まえまして広域流域を評価の単位とすることに致しまして、平成23年度から全国森林計画で規定しております全国44の広域流域を評価単位として5カ年ごとにすべての流域で評価を実施する方法に変更いたしました。1ページ元に戻っていただきまして、5ページで参考1でございます。広域流域を北から順に並べて44流域がございまして、これを5つごとに分けまして、それで44を5年で一巡するようにしまして、今年度につきましては、黄色で塗られている4から5つずつ増えていって十勝・釧路川、閉伊川、阿賀野川という形でこの8広域流域を評価の対象としているところです。

資料6-2-1でございますが、これは期中の評価個表の案になります。この後、具体的にはこの個表に基づいて議論いただくこととなります。構成を再度、ご説明しますと、それぞれの流域ごとに、今1ページをご覧いただいていると思えますが、例えば十勝・

釧路川流域ですと、1, 2 ページが50年生以上経過分について、3, 4 ページが30年～49年経過分について、5, 6 ページが10年～29年経過分についての評価個表になってございます。

1 ページに戻っていただきますと、まず項目ですね。事業の概要・目的がございまして、①として費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等、②が森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③が事業の進捗状況、おめくりいただきまして④が関連事業の整備状況、⑤が地元の意向、⑥事業コスト縮減等の可能性、⑦が代替案ということになりまして、第三者委員会の意見これが本日ご審議いただきまして入れるという形になります。それから、評価の結果及び事業の実施方針でございますけれども、一応案として書いてございまして、一番最後に事業の実施方針これを埋めていくというような作業になります。これを追加いたしまして水源林造成事業の評価書とさせていただきます。この評価書は、農林水産省でまとめまして、農林水産省の評価改善課で取りまとめた上で総務大臣に提出することになります。

資料6-2というのが今日ご議論いただく中心になるんですけれども、その基礎として使っているのがその後の資料でございまして資料6-2-2以降の資料になります。資料6-2-2でございまして、1 ページ目は、指標年50年経過、30年経過、10年経過における費用対効果分析の結果を取りまとめたものになります。2 ページ目、3 ページ目以降がそれぞれの広域流域についての50年経過分、30年経過分、10年経過分のB/Cをみたものです。グラフはB/Cがいくつかというグラフ、それから右側に付いている表が便益、総便益が数値で示している表となっております。それが4つきまして、筑後川まで続きます。

それから、資料6-2-3でございまして、これは先ほどの資料6-2-1の②の森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化を記載するに当たりまして、元となっているデータをまとめたものになっています。対象となった各地域・道・府・県の状況の基礎資料でございまして、具体的には未立木地の推移、不在村者私有林面積の推移、それから保有山林面積規模別林家数推移及び面積、林業就業者数等の推移、山元立木価格及び木材生産額の推移、これらをグラフ化しております。これを基に、資料6-2-1の②のところを記述しているというものでございます。

資料6-2-4でございまして、事業の進捗状況になります。それぞれの広域流域の指標年、50年経過分、30年経過分、10年経過分における写真になってます。1 ページは十勝川・釧路川広域流域の50年経過分の遠景、近景を示してございます。その次に30年経過分、10年経過分と写真です。それからその次に指標年における生育状況という事で50年経過分の森林調査実施データにより作成したもの、それから30年経過分の森林調査実施データにより作成したもの、それから10年経過分につきましては生育状況ということでまとめたものが、6 ページに付いてございます。このセットで今回の8流域について取りまとめたものが資料6-2-4になります。今回のさらにそのデータを地位3等地及び5等地のものと比較したグラフからなります。6-2-4の後半で49ページでございまして

ども、それぞれの経過年別に分けてございますけれども、50年経過分で各流域の状況だとか生育状況については概ね順調である。広葉樹林化率としてちょっと富士川の流域の分が高いとか見えるような形になってございます。同様に、次の50ページで30年経過分取りまとめたものが付いてございます。51ページは10年経過分でございます、雪害ですとか、シカ、クマの害にやられるところが若干出ているということが分かるかと思えます。

資料6-2-5でございますけれども、これは関連事業の整備状況と題してございまして、その広域流域が属する道府県において、それぞれ森林整備の方針等を基本計画などからまとめたものでございます。これらの資料をとりまとめまして先ほどの資料6-2-1の資料の④の段に関連事業の整備状況ということで書いています。

資料6-3になりますけれども、資料6-3は費用対効果分析をしている具体的事例になります。1ページ目になります、今回は富士川広域流域の10年経過分を算定事例としています。1ページ目は取りまとめでございます、まず1番として、当該事業地の概要というのが書いてございます。2番は総費用、これまでどれぐらいかかったのか、今後どれぐらいかかるのか施業区分別ということで分けてございます。3番目が便益額の評価ということで取りまとめたものでございます。おめくりいただきまして2ページになります、便益集計表、実際に計算しましてB/Cですね1.66という値になっているものでございます。3ページが事業費の集計というのになります。ここは平成16年に植付作業が行われたところで事業費がいくらかかったというのでそれから割引率が4%の割引率で、何%になったというのが計算してございまして、現在価値額に直したものが右側の列になります。これまでに施業区分について記載した方が良いのではないかという指摘を受けまして施業区分について記載しているということでございます。この部分で事業費でございますが、総費用が3億1100万円になります。ちなみに事業費の単純合計は2億5600万円になります。それを割引率で集計したものが費用対効果のところで見られるということになります。

4ページ以降は水源林の有するそれぞれの便益について計算したのになります。参考資料1-Ⅲ-6、事業区分別に評価する便益というのは異なりますということで表が付いています。水源林に関しましては、水源涵養便益と、山地保全便益、環境保全便益、木材生産等便益ここで計算しているということになってございまして、それを実際に計算しているのが先ほどの6-3の4ページ以降ということになります。6-3の4ページでございますが、左上に書いてありますけれども、これは水源涵養便益の洪水防止便益について事業効果区域で計算しています。同じく6ページでございますが、水源涵養便益の流域貯水便益を計算しています。8ページ目では水質浄化便益を計算している、10ページからは山地保全便益でございます、土砂流出防止便益を計算している、12ページでは同じく土砂崩壊防止便益を計算しています。14ページが環境保全便益の炭素固定便益、樹木固定分を計算しています。17ページが環境保全便益の炭素固定便益の森林土壌蓄積分、19ページが木材生産等便益を計算しています。これらをまとめたものが先ほどの2

ページの便益集計表のそれぞれの評価額ということになりまして総便益が5億1500万円、総費用3億1100万円ということでB/C1.66が出ている形になっています。22ページ以降は、これの各流域の、22ページですと十勝・釧路川の広域流域の50年経過分の契約地のB/C、その次24ページが同じく30年経過契約地のB/C、1.64という形、それからその次が10年経過分2.15という形でそれぞれ計算させていただいて、それを計算させていただいたものをまとめたものが6-2-2の1ページに一覧表となっていますけれども、指標年における費用対効果分析結果ということになります。

資料6-4でございますけれども、これは直接には今回の期中評価とは関係ございませんが、これまでの期中評価を踏まえてどのような対応をしているかということで、チェックシートのイメージ図ということでまとめたものでございます。指摘等のところに書いてございますけれども、地拵時に保残木を適度に存置するモザイク施業や、保護樹帯等を積極的に配置することによって、雪害、寒風害、干害等の気象災害などを減少させる森林の造成に努め、事業コストの縮減を図るところ。元々は一斉造林していたのですが、寒風害の被害を受けるエリアであれば保残木を存置することによって気象災害の防止に努めるといった形でやっていきたいと思いますということで作ったものでございまして、2ページ目の部分についても広葉樹が一部侵入した時にどうするんだということでこのようなチェックリストを使っているということです。

戻っていただきまして資料6-2-1でございます。1番最初のところだけ説明しまして、あとは個々にということになりますが、お手元に資料概要というのがあると思います。これで見ただけだと1枚目が評価対象地の一覧これは資料6-2-1の4ページのものでございます。それから3ページ目が指標年における費用対効果分析結果でございまして、資料6-2-2の1ページこれと同一のものでございます。それから、5ページからが生育状況取りまとめ表ということで先ほど資料6-2-4で見ただけでした事業の進捗状況、生育状況取りまとめ、これは50年生、30年生、10年生で分けてございます。それから1番最後のページは後ほどご説明しますが資料7の方で事前評価で使うものでございます。これと、今回の資料の6-2-1の1ページをご覧いただければと思います。6-2-1の1ページでございますが十勝川・釧路川の50年以上経過分を例にしまして説明させていただきます。事業の概要・目的のところでございますが、当事業は、寒冷な気候下にある十勝・釧路川広域流域内の北海道足寄町外2町の民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養^{かん}するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的とさせていただきますという書き方とさせていただきます。

この部分については、十勝・釧路川流域ではこのような形で書かせていただいておりますが、他の流域においてはそれぞれの事業地の状況に応じて書かせていただいております。

その次の「具体的には」以降の部分、ここについては水造事業の概要及び目的を同じ書きぶりで書かせていただいております。その下の主な事業内容ですとか事業対象区域

面積、総事業費というのは資料概要の1ページ目になりますけれども、この数値で書かせていただいております。

それから、①のところですね。①の費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等でございますけれども、主な効果は水源涵養^{かん}でございます。これは植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する効果であります。これは全て同じ表現で書かせていただいております。その下の総便益、総費用、分析結果のところでございますが、これは資料概要の3ページになりますけれども、ここに出ている50年経過分の数値をB、C、B/Cこれを受け入れさせていただきます。

資料の2番目の②の森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化の第一段落、第二段落につきましては、先ほどご説明しました資料6-2-3から当該流域の存する道府県の状況について記述しています。

「こうした中、」以降の部分でございますが、対象地の経過年数により書き分けさせていただきます。50年生のところですので、「事業地が主伐期を迎える中、今後は、地域の木材供給に貢献できるよう取り組む」という書きぶりにさせていただきます。例えば30年～49年経過分の3ページの同じところを見ていただくと、3ページの下のところは、「事業地が間伐期を迎える中、路網の整備による搬出間伐にも努め、地域の木材供給にも貢献できるよう取り組む」というような記述をさせていただきます。それから1ページ戻っていただきまして、10～29年経過分ではどうなるかと言いますと5ページ一番下のところになりますが、「事業地の着実な成林に向け取り組むこととしている」という書きぶりを書き分けさせていただきます。

それから1ページにお戻りいただきまして事業の進捗状況のところでございますが、これにつきましては資料概要の5ページになりますけれども、このような取りまとめ表の個表になりますが、これに基づいて調査しております。それから、次のページ、④のところになりますけれども、関連事業の整備状況というところですが、これは資料6-2-5に整理しました道府県の森林・林業の基本計画の記述を前半に書かせていただいております。後半のこうしたの部分以下ですが、水源林造成事業の実施によりまして、流域内のダム水源ですとか水道水源としての水源涵養機能^{かん}等の発揮に役割を果たしているということが書かれています。

それから、⑤の地元の意向ということでこれは全て同一の書き方になっておりますけれども、地元の期待が大きいということです。引き続き適期の保育を希望しているというようなことを書かせていただいております。

それから、⑥の事業コストの縮減等の可能性の部分でございます。前半は費用対効果分析の結果効率性が確保されている要はB/Cが1以上であるということを書かせていただいております。その次の部分については経過年数ごとに書き分けさせていただきます。50年以上経過分、30～49年経過分につきましては大体同じような書きぶりになってございまして、「植栽後雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については天然広葉樹の育成を図りながら針交混交林等への誘導を積極的に図ろうとしている

こと、間伐の実施にあたっては契約相手方の理解を得る中で、間伐の選木及び列状間伐の実施や強度な間伐の実施、そういうことによりコスト縮減に努める」ことなど、記述しています。10～29年林分につきましては6ページをご覧くださいんですけども、「除伐の実施にあたっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減に努めることとする」と書かせていただいております。

2ページ目でございますが、代替案実現の可能性ということですけども、やはり奥地水源地域でございますので水源林造成事業以外の代替案があるかという部分ですが、これは「該当なし」ということにさせていただいております。

そして、この後ご議論いただくということで第三者委員会の意見のところは空欄になってございまして、この後議論する事になります。それから、評価結果及び事業の実施方針のところですが、案として一部記述させていただいております。必要性につきましては、奥地水源地域において水源涵養機能等の発揮の観点から森林所有者の主体性に任せている森林の造成が進まないおそれがあるというのが一点。それにプラスしまして、気候的な観点や条件不利地等にあるけれど、森林の育成に向けた取組が行われていることから引き続き水源林造成事業の必要性が認められるということを記述しています。

効率性でございますけれども、⑥のところでは事業コスト縮減等の可能性と関連しますけれども、費用対効果分析結果から効率性が確保されていること、それから雪害等を受けた箇所における広葉樹の侵入している区分については、天然広葉樹の育成に重点をおいた施業への変更ですとか、間伐の実施にあたっては列状間伐の実施、強度間伐の実施等によりコスト縮減を図るなど事業の効率性が認められるというような記述をしています。

また、有効性の部分ですけども、水源林造成事業の実施により森林が育成され、水源涵養機能が発揮されるとともに、地域の雇用への貢献や木材供給の効果が認められる、このようにしてございます。

資料について、50年以上経過分を中心に、どのような違いがあるかという観点で、30～49年経過分、10～29年経過分についてもあわせてご説明させていただきました。

これらの内容をご覧ください、ご議論頂ければと思います。

本日欠席されておられる深町委員に20日にご説明したところ、期中評価について、次のコメントをいただいておりますのでご紹介いたします。

「水源林造成事業は、国が責任を持って行っていく事業である。森林の状況や地域の状況により、多様な施業の選択肢があることから、地域にとって役に立つ方向性、環境や生態系の状況に応じた森林整備を行うことを期待します。

また、資料の作成にあたっては、例えば、一部広葉樹林化しているような林分であれば、どのような樹種が侵入しているのかなど、その状況が分かるように資料の作成をお願いしたい。侵入している樹種によって、それが有用なものであればそれを残す形で森林整備を行うようにする。また、先駆的に入るような有用でないものであれば、取扱い

が異なることに留意すべきと考えます。」

というコメントでございます。

今、個表についてどのような構成になっているのかという観点で説明いたしました。具体的には、それぞれの本体資料の個表について、事業概要、特にB/Cの辺りや5ページ以降に付いている生育状況の取りまとめをご覧頂いて広葉樹林化率、雪害等により広葉樹が侵入してきた区域の取扱い等について、このような形でいいのかご審議をいただければと思います。

以上簡単ですが、説明を終わらせて頂きます。

【井上座長】

有り難うございました。ただ今の説明に関しまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員】

よろしいでしょうか。

私は他の委員の先生に比べると、日本の山林がどのような現状になっているのかというのは、知識不足なので分からないことが沢山あるのですが、まず、この資料を拝見した限りでは、その地域地域の特性やその地域で特に取り組まれている有用な施業方法だとかそのようなものが全く見えてこないというのが印象です。頂いた資料をきちんと見なければいけないと思って見てはいるのですが、興味をそそられるような資料ではないということを感じて、先ほど資料5で平成27年度の予算案の話をしていただいたのですが、例えば花粉症に対する予算措置として木の伐採等の予算を組まれているのであれば、そのような施策というものを水源林造成事業の中でどのように取り組まれていくのかということ、一言のコメントでもいいので入れて頂くと、例えばその地域では、そのような施業に取り組まれているんだなということが資料を見るだけで分かるかと思ひます。植木委員が以前おっしゃったように現地に行けば一番いいのかもしれませんが、それができない現状の中で、資料を見てその地域で頑張っておられる方々のいろいろな状況というものがある程度、分かる資料にして頂けたらなと感じています。先ほど、岡田委員や植木委員がおっしゃった、人材育成だといったことを私はこの資料が物語っているなと思ひます。私は田舎の育ちで家業は素材生産業を営んでいるのですが、この資料を見る限り、林業に対して魅力のある産業だということが全く見えてこないような気がしています。実際、素材生産業を営んでいると林業、山の仕事をしたいと言う若い人は沢山いらしゃいます。家業にも仕事をしたいということで応募してくれる若い人は沢山のいるのですが、いろいろな話を聞いていくと、やはりただ木を伐ればいい、草を刈ってればいいといったような使い捨てのような現状があつて、それはホワイトカラーとブルーカラーと二つに分けてしまうと少し難しい領域なのかもしれないのですが、そうでない林業に入っていくことで、確立できる自分の立ち位置というものが見つかりさえすれば

ば、もっと人材育成って容易にできるのではないかと思います。話しが少しそれたので申し訳ないですが、私は公共事業には無駄があっても構わないと思っています、無駄があってもいいけれども、やはりお金を投資するだけの有効性が資料からでは見えてこないのは致し方ないにしても、やはりこれだけの予算をつぎ込んでいるからには、もう少し地域の特性が一言だけでも見れば分かるといったような資料にして頂けると、もっと資料を読んで楽しいなっていう気もするのですが。

【事務局（大沼推進官）】

多分、深町先生から頂いたコメントと共通する部分があるのではないかと思います。やはり判断していく材料が、現地に行って視察をしたのであれば山を見ながら評価して頂くことが出来るのかと思うのですが、特に今回の場合、現地に行っていないので、資料でしか判断するしかない状況があります。それについてどのようにしていくのかというのは過去からの課題であったと思うのですが、少しずつ改善はしてきているのかと思います。今後についても、全体的な書きぶりは同じになるのは仕方ないかとは思いますが、例えば、全体的なものを書いたあとに一段落について地域の特性なりどういったものに違いがあるのかというのが分かるような形、そのような工夫をさせて頂きたいと思っております。それは検討いたします。

【井上座長】

この資料の6-2-4あたりに遠景写真があります。このように写真が目に入ってくることによって、現場の状況がこういう形になっているのかということが少しは想像しながら個表を見る事が出来るかと思えます。そういったものが少しでも見えるような文言を文章の中にも入れて頂けると、今のよう意見に対応できるのではないかと思います。魅力ある林業といったところにつなげたいというような佐藤委員の意見がございましたので、そのようなことを文章の中に取り込めたらと思います。

【事務局（大沼推進官）】

資料6-1の2ページ以降の部分に評価対象広域流域の樹種別及び齢級別構成を入れさせて頂いて、北から南までいろいろな森林タイプがある中で、当然のことながら北海道ではカラマツ、トドマツですし、東北の方になってくるとスギ、カラマツといったように変わってきて、そのようなイメージはつかんで頂けるかと思っております。個々の特性といった実際の森林・林業に携わっている方々がどうかといった情報については出てこないの、そこは文章等で工夫させて頂きたいと思っております。

【井上座長】

佐藤委員、よろしいでしょうか。

書きぶりを少し工夫していただいて、そのようなことが思い描けるようなものにする

ということをお願いします。

【佐藤委員】

結局、契約年数が短くても90年とか百数年とか見てると、そもそもその年数を契約することそのものがおかしいというか、森林所有者が先に対して希望を持ってないことが問題なのかもしれませんが、そこに希望を持たせるような予算の使い方というか、そういう事業であってほしいなと思います。そう思うと、地域で一生懸命作業をされている方々の特異性というか、そういったものが一つでも見えてくるような資料にしていただければ、林業の見方が変わって来るのではないかという気がして、せつかく、水源林造成事業というのは、森林総合研究所の研究部門とも連携して取り組まれているので、先駆的な施業やいろいろなやり方をそこで試すフィールドもあるわけですから、そのような取組をするといった手も一つあると思うので、そのような形で事業を活用されていくべきではないかと私は思います。

【井上座長】

例えば、所有者の方や森林関係者は、何かしらでもいいから収益があがるというようなことについては、非常に元気が出ると思います。そういったことを含めてこの事業がどういうところに予算が使われているのかというのが少しでも分かればよいということなのではないでしょうか。

【新島整備課長】

ある意味少し誤解もあるのかなと思うので少しご説明させていただきます。

元々この事業は奥地水源地域で、しかも無立木地とか散生地で森林所有者がそこに新たに地拵えして植えるということができないところを代わって実施するということが基本となっています。

従って、所有者にもいろいろあるとは思いますが、一代で山を作っていただければ、そのあとの分収金でまた林を造っていきましょうという人もいるでしょうし、そもそも共有状態の中でどうしようもないというところもあるでしょうし、結論とすると所有者自体の状況というのはいろいろあるんだと思います。その中で、我々としては、水源地域ということで、林業というよりも水源地域を守るということでやっている事業だということをご理解頂ければと思います。昔は、ある意味財産というところもありましたので、スギ、ヒノキ、北海道ではカラマツ、トドマツ一辺倒だったわけですがけれども、大きく施業自体を変えまして、有用な広葉樹が残っているところであれば、そこはモザイク状に残して森林を仕立てていきましょうとか、侵入してきた広葉樹も一緒に育てていきましょうとか大きく施業が変わってきております。そのような部分も含めてもう少し書きぶりというのを、かなり工夫したつもりではおるのですが、更に工夫をさせていただければと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

【植木委員】

よろしいでしょうか。

今のに関連してなのですが、私も読んで佐藤委員と似たような感想を受けています。それはなぜかなと思ったのですが、結局、契約を満了した際に、返す場合の最終段階の山のイメージが見えてないからなんです。例えば、水源林としての効果の山というのは一体何かというと、多分、地域地域によって多少異なってくるだろうし、どのように山を造らなければいけないのかということがあると思うんです。ですから、例えば50年なり、80年なり、100年なりという、延長して長伐期に仕立てていくのでしようが、その段階段階で、例えば、地域の違い、環境の違い、立地条件の違い、その中でどのようにして水源林に相応しい山を造っていくんだ、そして最終的にできる山というのは、どのような山が水源林として望ましいんだということが見えてきていないですよ。だから、後のほうの資料でいろいろと施業区分だとかがあるんですが、やり方がみんな同じなんです。何本植えて、下刈五回やって、除伐やって、枝打やって、そのうち保育間伐やって、間伐やって。それがどれも判を押したようにみんな同じようなパターンなんです。それはないでしょう。地域によって違うはずでしょう。地域にとっての目指すべき水源林造成事業はどうかってことが、先ず一番最初に前段としてあっていいのではないかという気がしていますね。それがあって、初めて、こういう意図で資料を作ってるんだ、社会情勢はこうなんだ、そういうような話がないから何かポジティブではなくネガティブになってしまうような気がしています。だから2ページ目を読んでも、同じ文章だよ。幸い年齢構成、樹種別構成が出てきたのは、私はありがたいと思いました。これ見て地域性が分かるんだ。更にいうならば、例えば、どれくらいが広葉樹林に変化してきているのだとかですね、被害がどれくらいあるんだということが一覧で出てくるようなものがなければですね、その地域はどこが弱点なんだか分かってこない。もう少しその辺を分かり易く整理して頂けると大変ありがたい。もっともっとコメントもし易いかなと思っておりましてね。是非、そういうようなストーリーが見えるような書きぶりにして欲しいなと思います。

【事務局（大沼推進官）】

今、年齢構成のお話をいただきましたので、資料6-1の2ページ以降見ていただければと思います。当初は一斉造林だったんです。スギ、ヒノキ、それぞれの地域に適応した樹種を一斉造林していたような形です。だから無理なところまでも植えていたという形ですけれども、今、見ていただくと5年齢以前のものは、若干広葉樹を残すような施業になっています。広葉樹を残して、その広葉樹が育っていく若しくはここに更に広葉樹が加わって行って林齢を加えて行って、60年生、70年生、80年生になった時に更新伐を行います。更新伐を行ってそこから針広混交林を進めていくというようにところの一助になればなという形で施業というのを進めてきたというのが一つございます。

それから、参考資料の5のところで水源林造成事業のパンフレットが付いてございます。この4ページを見ていただくと、多様な森林づくりということで書いています。当初50年の契約期間を徐々に延ばしているということ、それから小面積分散で伐採を実施して公益的機能は継続的に長期に亘って発揮できるようにということで考えているところがございます。針広混交林施業のところでも写真がありますけれども、針葉樹と広葉樹が混ざったような森林ですとか複層林ですとか、それから1番下の小面積分散のところの方が分かり易いのではないかと思いますのですが、例えば50年生で小面積伐採、分散伐採を行って広葉樹の侵入を促していく、それから60年生でも行っていく。80年が最終的な伐期だとすると主林木については伐採するけれども、50年生、60年生の時に伐採して侵入してきた広葉樹がある程度育ってきていて、それでその水源涵養機能^{かな}というのが継続的に発揮できるという形で更新していく、このようなイメージになるのだと思っております。

【植木委員】

私もこのパンフレットは何度も見ているんですが、針広混交林事業だ、複層林だ、小面積分散だって、ある意味こういうような形にしたいという目標形のひとつとして水源林造成事業のイメージがあるんだろうけれども、私が言いたいのは個表においてどうなのかという話なんです。個表において出てこなければ話しにならないんです。そんな大雑把な話ではなくて、それぞれ地域地域違うんだから、地域地域の山の最終イメージっていうのがあって、どのようにやったらいいのかということがなければ、私は水源林造成、ここの水源林造成はこれでいいのかという、例えばこれでいうなら資料の6-3にたくさん事業費集計とかあるんですけど、ここには施業区分が記載されていていろいろと造林がどれぐらいと書いてあります。ただ植栽本数がどれぐらいか分からない、そういうところでは現地では知っているのかもしれませんが、我々が見た場合には、個表において理解をしたいと思いますよね。北海道と九州では全然違う。山も違えば水源林の役割の仕方も違って来るし、どういう山であれば水源林がうまく機能するんだっていうこともそれはなかなか学問的には難しい部分もあるんですけども、今までの成果として一定程度あるわけですね。そういう中でここを述べていただかなければ、私はあまり意味はないのではないかと思います。

【事務局（大沼推進官）】

記述の内容といたしますか、どのような項目を作れば、今、佐藤委員、植木委員がおっしゃったようなことを反映できるかについて、来年度以降の個表、資料に活かせるよう検討していきたいと思っております。

【井上座長】

深町委員からのご指摘も含めて、ご質問も似通ったところもありますので、そういっ

た書きぶりを少し変えるということの後進めることになろうかと思います。岡田委員よろしいでしょうか。

【岡田委員】

これは公共事業、国家投資の事業で説明責任の為の資料と文章だから、国民に広く知ってもらおうというそこは大事なのですが、それを全て満足させるような個表を作れっていうのは多分難しいのではないのでしょうか。

【植木委員】

いや、それは難しいですが、このレベルの個表、資料でいいのでしょうか。もう少し工夫されてもいいのではないのでしょうか。

【岡田委員】

例えば、具体的にどこを。

【植木委員】

先ほど私が言ったようなことです。例えば、もう少し水源林造成としてのイメージを膨らませながらこのようにやったらいいのではないかだとか、地域地域によって違いますから、そのような記載があってもいいではないですかということです。それは全部個表について丁寧にやるのは、それはしんどいと思いますよ。でもここで読んでいると同じような文章がどこでも出てくる。確かに地域が違えば人口が違えば、市町村の行政数も違えばっていうのがありますね。そういうところはもちろん違うんですが、基本的には書きぶりは同じじゃないんですか。水源林造成事業として何が肝心なのかっていうことです。確かにこれは基本的には書いてあると思いますけれども、これに地域性が見られないような気がするんです。山造り、水源林造成としての。

【城土理事】

おっしゃることは分かりますが、それを基本的に文書で表現するとなるとなかなか難しい。要は先ほど大沼推進官が説明したように、平成22年以前はもう悉皆的にやっていたんですね。それじゃとてもじゃないけど植木委員の言うように同じような数字がバラバラ並んでいて何をどう評価したらいいか分からないということで、先ほど言ったように広域流域を5つに分けて、その中でも50年生と30年生と10年生ということで抽出して評価をしている。実はこれも後ほど多分説明されると思うんですけども、総務省の方からもっと悉皆的にやれとか言われている。だから今植木委員が言われていることをやろうとするともっともって個表の箇所、数を減らしていかなければならない。でも、それは多分、総務省のいわゆるオールジャパンの下で国土交通省だとかいろいろところで公共事業をやってますけれども、それを横並びのラインからすると数が少なすぎて、水

源林造成事業がやっけることが分からないって今度は、逆の立場で多分言われると思います。だから委員の方々に言われたことについて真摯にやるのであれば、もう少し数を減らして中身を具体的にするしかない。また、委員の方々は地域性があるとおっしゃるんですけど、私はそうじゃないと思う。水源林の果たすべき役割と水源林涵養機能を果たす森林をしっかりと造っていく。そして、最終的にコストフリーの森林を造って森林所有者に返すというのが水源林造成事業の目的の一つだと思います。その途中経過であまり金をかけずにいかに間伐するか道を入れるかというのがあるとは思いますが。資料に付いていますが、林野庁としてのあるいは農林水産省としての公共事業の評価要領の中でいくと個表はある程度、金太郎飴にならざるを得ない。ただ、僕が結構大変だなと思うのは、箇所や地域性の話だけではなくて、個表の④のところに関連事業の整備状況ということで、それぞれの都道府県が示している森づくりの基本計画だとか指針というものがそれぞれの個表に書かれています、それを基に個々の地域の水源林造成事業はやられていますということがもう少し具体的に分かるようにしてくれというのであれば、抽出数をグッと少なくするしかないと思います。

【植木委員】

はい、分かりました。

【岡田委員】

自然は個性だし、全然違うんだけど、事業の目的が違っては困るんです。

【植木委員】

それはそうですね。

【岡田委員】

その折り返いの中でできるだけ公共事業ですから、国民がちゃんと理解できるようなレベルでということをご数年かけて、特にこの②なんかはね、最初はわずか2~3行だったと思いますけども、②、④、ここの辺りが今回の個表案になって、よく頑張っているなということが見えます。だから、井上座長がおっしゃるようにね、この各個表ごとに写真を一個付けるとかそれぐらいはありえるかもしれない。

【井上座長】

先ほども出ていますけれども、地域にとって役立つものというように最後に1行でも入れるっていうようなことがあれば、少し違うぞというように思ってもらえるんじゃないかなというように思います。そういった森林行政をやっているというようにものを個表に出すことが必要だと思います。

【新島整備課長】

一応、目的がまさに水源涵養^{かん}ということになりますので、いわゆる森林・林業基本計画なども含めて水源涵養機能^{かん}を発揮させるための森林とはどんな森林なのかというのが一応相場的にはあります。具体的な姿が書かれているわけです。やはり水源涵養機能^{かん}の基本ってというのは土壌です。森林土壌にあるわけです。森林土壌をどれだけ豊かにするかということが重要。その為には広葉樹の混交というのがあった方がいいですとかあるいは単層で真っ暗な林で下草がないのはやはりまずいですよというような、水源涵養^{かん}というひとつの機能に着目するとそんなにバラエティに富んだ書き方にはきっとならないだろうと。ですので、きっと何が違うかということと侵入してくる広葉樹が北海道なり東北なり中部なり近畿なりそこが違うわけですよ。だからそういうものを活かしながらという時に例えばこういう木が入っているのと、そういうものがこの部分にちょっとでも入っていれば具体的な森林の姿というのが出てくるのかなという気はしております。

【事務局（大沼推進官）】

そのことと言えば、6-2-4のところでは生育状況のとりまとめのところでは若干書かせていただいたのですが、どのようなものが入ってきているのかというのがあります。例えば49ページを見ていただくと、50年経過分で十勝・釧路川ですとカエデ類、ナラ類だとかがそういうのが入ってきます。筑後川はシイ、カシが入ってきています。そういうのもございますのでこういうのを具体的に書いてくるのも一つだと思いますし、例えば、黄色で塗ってある富士川の広域流域についてはシカ・クマの被害があつてですね、広葉樹林化率がかなり高いというのがあるので、そういうところについてはもう少し具体的にこうだという部分について表す事が可能であれば少し工夫はさせていただきたいと思っております。

【岡田委員】

やはり写真の効果というのは大きくて、44の広域流域を取り上げて、こういう広域流域のここでは最も水涵機能を果たしていると思われる森林はこういう森林、そして今回の評価の現場はこの森林とかね、そうすると多少は良いということです。せつかく意見をもらっているから何をどう変えるか、ここに向けて具体的に議論をした方がいいわけです。

【植木委員】

私もどういう書きぶりがいいのかというのは、なかなか今の段階ではうまく言えないのですが、確かに個表そのものは色々な部分、視点から書いてるということはそれはそれで私は評価します。私が何となく疑問に思ったのは、水源涵養機能^{かん}という問題として、どのようなところをうまく表現できたらいいのかなという気がしましてね。そこで一番

重要なのは大事なのは費用対効果であって、結局費用よりも効果の方がいいからやる価値があるんだというような話になっているのですが、それはそれで本当は議論があるべきなんだと思うんですよね。ただ、費用対効果についてはきちんとした計算式があるので、そこには踏み込むつもりはないのですが、水源涵養機能^{かん}としてどういう山造りがいいのか、どういようにすべきかといった方向性こそ個表の一番大事なところだと私は思うんです。そうした場合に、さっき課長さんが言われた土壌の問題って極めて重要だと思います。土壌については、ここでは例えばほとんど出てこない。そこについて、どのような構造になっているかと、確かにこれをやったらしんどいのかもたしれない。ただ、水源涵養機能^{かん}を高めるのであればやはり土壌は、見ておく視点の一つですよ。ただやるのは大変でしょう。それはよく分かります。なんて言うんですかね、そういう山造りを土壌はどのようにできていくんだというような、これは時間かかる問題ですけどもね。どういう施業が例えばこの地域では有効なんだみたいな話が示されればおもしろいなと思いますけどね。それに向かってやっていくんだというようになればですね。

【事務局（大沼推進官）】

土壌の区分としてBDだとかBCだとかBEだとかっていうのがありますよね。

【新島整備課長】

流域としての話になっているので。流域の中で当然色々な土壌の型があつてという話になるんで。そこはあまりやっても、例えばBC型がその30%含まれていますなんていってもあんまり意味のない話となる。

【植木委員】

そうそう。ですから、この地域、例えば何十ヘクタールある中における例えば孔隙率はどれぐらいあつて、そのような話になってくるわけです、基本的には。水源涵養^{かん}というように見るならばですよ。それはしんどいよねと言う話だとは思いますが、例えばそのように少しずつでもいいから、これを改善していくような方向性があればいいのかなというように思っています。これも去年の議論の中で多少変わっているんです。だから今回はまたこのように私は意見を言ってですね、もう少しなんとかならんかっていう話を提言しているという意見を出しているというわけです。あとは考えてもらって無理なら無理で結構なのでね、それは。

【岡田委員】

意見をもらったらそれは受けなきゃいかんからね。

【植木委員】

お願いしたいなど。もう少し良くなってほしいなという提言です。

【岡田委員】

私は全く逆の意見です。どういうことかという、「水源涵^{かん}養」という言葉を使って地域の経済を含めた土地管理、資源管理のサポート、セーフティネット、それをちょっと後退気味に示しているから、そうではなく改めて地域を丸ごと支えるんだ、セーフティネットなんだというそれぐらいのことが少しずつでいいから変わっていけるような方がいいなと。すなわちどういうことかという、最後のパンフレットもそうだけれども、ナショナルミニマム、それをやるためにこれがあるんですよみたいなことを言ってるけれども、そんなことはもう当たり前でしょうと。そうではなく、これから先は、地域ごとに個性ある森林を最大限に機能を発揮させながらミニマムをやるためじゃなくって十全なる発展のためにというぐらいにね、そういうところに少しこの発想転換したらどうかというくらいに思っています、私自身。もっと言うと、再生産、再投資、再造林の国家投資は大変意味があるということなんです。だから保安林のところに特殊化するな、特定化するな。ある集団化された森林、そこを重点的に、それもちよっと開いて森林を丸ごと生産力化していくようなところに、名前括弧書き水造^{みづぞう}なんだけどそれはそうと階梯を上ってほしいなと言うことを私自身は思っています。だから今のように水造^{みづぞう}だ、水源涵^{かん}養機能だこれが分かるように、それはもうね実態としては地域の期待としてはちょっと違うんだよね。

【植木委員】

いや、そうですか。私はそうは思いませんけどもね、私はね。でも、今の岡田委員の指摘は大変重要だと思います。地域内再投資を行うこと自体はですね、地域にとってはある程度底上げをしていくという意味では、それはそれで大事だと思います。地域問題だと思いますので、私もね。ただ、世間に見せるのであれば水源林造成の効果とはなんなんだということをやっているわけです、ここでは。費用対効果をやっているわけですよ。そうであれば、こういう費用対効果を出したければ例えば効果というのはこういう出し方ですね、それを出したければこういう施業ですねというような説明がくるじゃないですか、基本的には。そうならないんですか。

【岡田委員】

本来的に森林と関わっている森林セクターの人間がどれかの機能に特殊化して、それをそうじゃない人に示すためにこうだこうだといくら言ってもね、それは自己撞着ですよ。

【植木委員】

では、これはどういう意味なんですか。

これはこの程度でいいというような理解でということですか。

【岡田委員】

総務省と国会と国民がそれなりにやっぱり大事ですよ、地域もそう言ってますよね。そういう文章であらざるを得ないという。

【植木委員】

水源機能を高める山造りそのものが大変難しいし、それを技術的にどうするんだと言われても確かにそれは一言では言いにくいだろうし、それが本当にあっているかどうか分からないことは私も知っています。しかしながら、そののところはある程度、こういったところにおいてこういう山造りを目標としてこのような施業を行うと、ある程度ストーリーとして作っていくべきだと、この地域においてはこうすべきではというのは私は必要かなと思っています。

【岡田委員】

水源涵養機能はどの森林だって機能を持っているというのは、それはもう常識的に地域の人も森林セクターの人も一般の人もそう思っているわけだから、そうするとむしろ大事なものは森林が持つて多様な機能、それを地域が放置したり少し手抜きをしているようなところ、そこに国家が積極的にサポートし、あるいはセーフティネットとして絶対必要だからこれをやりますよというね、そっちのほうはるかに事実合ってるし、これから先に向けての対応ではないかと思うんです。

【城土理事】

これは岡田委員の達見なのかもしれませんが、水源林の評価の中でそれを出すのは、なかなか難しいですよ。

【岡田委員】

それは徐々に徐々にでいい。

【城土理事】

今、我々は水源涵養機能で、しかも2都府県以上のところにむしろエリアを重点化しろといった中でこの事業をやっていて、その事業の成果の評価をお願いしますというときに今の岡田委員の話は少し視点が高過ぎて、少しこの場にはそぐわない気がします。ただ、今、植木委員が一生懸命言われていること我々には難しいなって思っているのですが、意見として真摯に受け止めさせていただきます。一番肝心な話しは、先ほど佐藤委員が言われた資料6-2-1と同じ資料中で6-2-4と何故離れているのかなど。多分、6-2-4には全部の写真があるわけですし、50、30、10年経過と、これをそれぞれの個表の後ろに付けるだけでずいぶんイメージが変わるような、こういう編纂の仕方したら如何

でしょうか。

【井上座長】

いろいろな意見が今日出てまして、全部、今年の見解を反映させるのはなかなか難しいかもしれませんが、これは来年に向けてとか今年やるとか言うように整理していくという形にして、今回は「継続が妥当」ということで第三者評価委員会の意見としたいと思いますので、地域にとって役立つ森林造成というものをもう少し個表に出るような書きぶりに少し書き方を変えるような形で対応するというところでよろしいでしょうか。

【岡田委員】

個表の⑤の書き方ではダメですか。足りませんか。

【植木委員】

これはこれでいいと思いますよ。だから今後の課題として考えて見ては如何でしょうかというような話しでいいのではないのでしょうか。

【井上座長】

今年の見解をすぐに全面的に変えるということは出来ませんので、来年に向けてといますか、次回に向けて意見が出たということでよろしく願います。

【事務局（大沼推進官）】

今回につきましては、総務省に提出しなければならないという時間的な制約もございしますので、一応この形で、若干直すものは直すことにさせていただいて、また来年度以降について資料の構成ですとかそれから写真も含めて加えるべきものがあるのか、形式は形式としてこの形としてですね、そこにどんな文言を盛り込んでいくのか、少しお時間を頂きたいと思います。

【井上座長】

今、頂きました見解を参考にしてもう少し改良していくと、来年はもっと改良していくというようなことで進めていけたらと思いますので、またよろしく願います。時間も過ぎてしまいましたので、他にご意見もあろうかと思いますが、公表資料となる「期中の評価」の個表の中の「第三者委員会の意見」及び「事業の実施方針」の記入内容については、「継続が妥当」という文言を基本として記入することとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【井上座長】

ただいま頂いた意見を参考として「第三者委員会の意見」及び「事業の実施方針」の記入内容を座長と事務局とで調整していきたいと思います。なお、最終的には座長一任ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【井上座長】

時間も押してますけども、ここで5分程度の休憩を取りたいと思います。再開は、17時5分から再開とさせて頂きたいと思います。

----- (休憩) -----

【井上座長】

それでは議事を再開させていただきます。事前評価につきまして、事務局より説明願います。

【事務局（大沼推進官）】

資料7の平成26年度事前評価について説明します。

資料7-1の1ページをご覧ください、一覧表で整理してあるのが今回の事前評価の事業実施地区別の一覧です。事業実施地区の広域流域ごとに整理してあり、今回は36流域が対象です。実施箇所は合計334箇所、契約面積は5,258ha、事業対象区域面積は4,990ha、費用対効果分析結果は流域ごとの平均でB/Cは1.33～2.59となっており、すべて1を超えているということになっております。

次のページからは今回の実施箇所334カ所についてのそれぞれの所在地、それぞれの所在地ごとの費用便益の結果を取りまとめた表になります。このうち右の方、必須事項及び優先配慮事項について若干ご説明したいと思います。参考資料1の2-1ページ、参考資料1の後ろから2ページ目になります。林野公共事業の新規採択時の評価手法の明確化についてということで、基本的な考え方としてチェックリスト化するということを書いてあります。その次の2-18ページに新規採択チェックリスト水源林造成事業というのがございます。必須事項として、必要性ですとか、技術的可能性、効率性、事業の採択要件を満たしていること、事業の実施が確実に見込めること、「自然と共生する環境創造型事業」であることというのがありまして、具体的には判定基準というものが2-20ページにございます。それぞれの項目に対して判定基準というものを設けてございまして、これに合致しているかどうかを見ているのが、資料7-1の2ページ以降の必須事項

の1から6までになっておりまして、これは必須事項ですので、当然、全てに丸が付いていなければならないというものでございます。資料7-1の2ページのⅡの優先配慮事項につきましては、参考資料1の2-19ページになりますが、優先配慮事項はどのようなものだということが書いてあります。有効性として、多様な森林づくりとして、健全な森林の育成ができるか、評価指標としては、森林の多面的機能の発揮ということで、きちんと公益的機能の発揮に配慮した計画となっているかそうでないかということで評価の基準が分かれるという形になっているものです。このような項目が5項目ございます。それを各事業地毎に当てはめてみたものが、資料7-1の2ページ以降の優先配慮事項の欄になりまして、A若しくはBと言う形で書いてございます。有効性、効率性は全てA評価、3の事業の実施環境等の部分でございますが、当然のことながら、参考資料1の2-19ページをご覧頂ければ分かりますが、水源林造成事業ですので、自然環境・景観の保全が求められる地域であって、自然環境等に配慮がなされている計画であるところには該当しませんが、Bの自然環境等に配慮がなされている計画であるというところに該当するということでBと言う評価になるということでございます。他事業との連携の計画性については該当しないとなっており、「-」が引かれているということになっていきます。これが資料7-1のところでございますが、334箇所について、それが個々に調べられているということでございます。

資料7-1の14ページ以降は、今回の事業の対象地になります。北海道から東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州まで各事業地がございますということです。資料7-1のところでも表に黄色い線が引かれているところがございます。各ブロックごとに一箇所取りまして、具体的に資料7-2以降で具体の箇所について評価しているところがございます。地図で申しますと、それぞれ赤で丸マークしているところです。例えば資料7-1の15ページ、37というのが丸してあります。個々について、後ろのページで評価をしているということでございます。

資料7-2-2をご覧下さい。先ほどの黄色い部分が引かれている部分が6箇所ございました。それについてそれぞれ見ていきたいと思っておりますけれども、資料の7-2-2の1ページでございますが、阿武隈川広域流域の対象番号37の箇所になります。具体的な図面が2ページ目になりまして、3ページ目が先ほど申し上げたチェックリスト判断根拠ということになります。先ほど一覧表でもご覧頂きましたとおり、必須事項に丸が付いております。それから2の優先配慮事項についても、それぞれA、A、A、Bというような形で、それぞれの箇所でチェックしているということでございます。5ページ目が天竜川広域流域でございますが対象地番号43番の箇所でございます。次のページが図面になっておりまして、写真がついていて、このような林況、土地だと言うことが分かるかと思えます。それから9ページ目からが熊野川広域流域でございます。10ページに写真がございまして、このようにシダ、灌木が生い茂っているような土地だということが分かって頂けるかと思えます。チェックリストについては先ほどと同様です。13ページ目は管轄が別でございますが、和歌山の方になります。やはり同じく熊野川広域流域、対象地番

号104番になります。ここは、和歌山県西牟婁郡すさみ町になります。チェックリストについては先ほどと同様、必須事項について満たしており、評価指標についても妥当であるというようになっております。それから17ページになりますが、四万十川広域流域、高知県幡多郡大月町の事業地になります。林況は18ページの写真のとおりでございます、一部、広葉樹が入っているんですけども、全体とすると低木ですとかで森林として造成していかなければいけないと。チェックリストについては見て頂いたとおりです。21ページが対象地番号334番で川内・肝属川広域流域で、場所は肝属郡錦江町になります。22ページに事業地の地図と写真がございまして、雑草のようなものが生い茂っていて立木が成立していないということが分かるかと思えます。

この6箇所でご説明いたしました、それぞれの地区から事例を一箇所ずつ抽出して資料を作成してございます。

資料7-3でございますが、先ほど同様ですので、詳細は省かせて頂きますけども、費用対効果分析をそれぞれの箇所で行っていますということで、7-3の1ページから費用対効果の37番ですね、37番の阿武隈広域流域の宮城県白石市の事例ですけども、これで費用対効果分析を具体的に行っておりまして、22ページ以降ですね、先ほど見ていただいた天竜川広域流域の静岡で浜松市の事例が22ページ、23ページ、それから熊野川流域ですね、91番の熊野川広域流域の三重県熊野市の事業地について24ページ、25ページ、それから104番の熊野川広域流域の和歌山県西牟婁郡すさみ町の事業地について26ページ、27ページ、それから240番四万十川広域流域の高知県幡多郡大月町の事業地について28ページ、29ページ、それから334番の川内・肝属川広域流域の鹿児島県肝属郡錦江町の事業地について30ページ、31ページで分析をさせていただいております。期中の評価と同様に資料7-2-1が事前評価の個表になってございます。それから、資料概要ということで別のホチキス止めの紙がございまして、この最後のページを基に先ほどまとめたものと同じものがございますが、この各事業実施地区ごとのB/Cを見ていただきまして、それぞれの事前評価の個表につきましては一応変えているところは変えているんですけど、7-2-1の1ページをご覧くださいと天塩川広域流域ということで事業の概要・目的が書いてございます。その内容というのがこちらで見ていただく表の内容で、個々に具体的に書いてあります。事業実施箇所が1箇所を対象区域が15ヘクタールございますということで費用対効果の分析のB、Cについてもこちらに載っているものが書かれています。必要性、効率性については大体先ほど説明したのと同じような形になってございます。

これにつきましても、深町委員に20日にご説明致しましたので、コメントをいただいておりますので、そのコメントをご紹介しますと思います。いただいたコメントを読ませていただきます。

「水源林造成事業は、無立木地、散生地、粗悪林相地等、現在の状況が良くない林地を対象に行う事業です。その土地の本来の状況や、これまでの土地利用の歴史的な妥当性などから、その対象箇所を適切に森林整備を行えば森林が成立することを確認するた

めに調査を行う必要があります。このことから、資料を作成する際には、外から見た時に、水源林造成事業の対象箇所としての妥当性が分かるように、必要な情報を整理していただけると幸いです。」

という、先ほどいただいたコメントに通ずるものがあるのですが、資料7-2-1、それから資料概要の9ページをご参考に事前評価をしていただければと思います。

【井上座長】

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言願います。

【井上座長】

添付された写真を見ましても、こういったものが例えば事前評価箇所も10年後には先ほどの期中の評価につながるような森林が造成されていくわけですので、こういったものが事業をやったことによって10年、30年、50年経ったらこうなるみたいな形のものにつながれば、今の深町先生のコメントにもありましたように森林を造成する意味というものがきっちり説明できるかなというように思っておりますけれども、書きぶりは今おっしゃったようにその地域にとっては出だしのところはそういう環境であるということこれはもう仕方ないのかなと思います。そこの特色がしっかり現れるようなものというもので表現されればよろしいのかなというように思っております。先ほどの写真ではありませんけれども、私もこういった状況だからやるんだっていうものをもっと示せるといいなと思っております。

この事前評価につきましては皆さんからご意見頂戴したいと思っております。

【岡田委員】

ちょっと今探せないんですけど、どこかの地域で土砂崩壊便益がゼロっていうのは、そのようなことはあっていいんだ。資料7-3の26ページ。

【事務局（大沼推進官）】

便益がないわけがないので、ちょっとここは、すみません、確認します。

【センター田野中（関係者席）】

いえ、なくていいんです。その前の阿武隈川の資料になりますが、12ページをご覧ください。その中で流域内崩壊率で”R”とございます。それがこの事業地ですと0.0079ということになってるかと思うのですが、これは治山全体調査というものをやっている中の数字になっていまして、これが先ほどの流域内ではゼロだということになっていたので便益が出ていないということになってしまっていて、計算上ゼロになってしまっています。

【事務局（大沼推進官）】

流域内崩壊なしで。

【センター田野中（関係者席）】

なしでいいです、数字上ではですね。治山全体調査という出典元から出ているデータではあるんですけど、それがゼロになっているのでどうしてもこれは計算上ゼロにならざるを得ないということです。

【事務局（大沼推進官）】

ということは、このままでは非常に分かりづらいので、26ページの山地保全便益のところの土砂崩壊防止便益については横棒を引かせていただいて、便益のところ、備考のところのこれについては流域内崩壊率がゼロであるというようなことをコメント入れさせていただきたいと思います。

【城土理事】

横棒ではなくて、ゼロではないですか。

【事務局（大沼推進官）】

ゼロですね。

【井上座長】

ゼロにして分かりやすくコメントを加えると。

【岡田委員】

本当にゼロ？崩壊ないの？

【センター田野中（関係者席）】

治山全体調査結果ではゼロというふうな結果になっていますので、実績上ゼロだと便益がゼロという計算になってしまうということですね。

【植木委員】

傾斜とかいろんな条件があるんですか。

【センター田野中（関係者席）】

それは、治山全体調査について、もうちょっと紐解いて調べてみないとこの場ですぐには分かりません。

【岡田委員】

いずれそこも含めて精査をして埋めて下さい。

【センター田野中（関係者席）】

はい、分かりました。

【井上座長】

他に御意見がございますか。

【植木委員】

いいですか。特に大きな問題というわけじゃないんですけども、例えば、チェックシートで技術的可能性が確実であることというような表現があるんですけど、これは地域の妥当性だとか先ほど深町さんが言われたような話からするならここでどういったことを書くのかなっていうふうに思いますが、地形、地質、地理状況等から見て、当該事業の施工が技術的に実現可能であることというふうになるなら、地形がどうで地質がどうかと細かい話ではなるかと思うのですが、ここでは対象地形の地形、近隣の造林地の成林状況から判断して技術的に成林可能だというような話になっています。例えば、こういったところが地域の状況を反映するような表現になった方がいいのではないかなという気がしますけどね。例えばですよ、これは先ほどの話とも関連するのですが、ありきたりと言ったら変ですけど、ここで聞いているのは技術的可能性だから地形、地質特に問題だよ、ここはよく見て下さいよというチェックリスト、チェック項目だと思うんですよ。このようなどころにもうちょっと工夫があってもいいのではないかなという気がしますけどね。

【岡田委員】

何ページでしょうか。

【植木委員】

例えば7-2-2の3ページ目とかそれぞれあるじゃないですか。

【事務局（大沼推進官）】

チェックリスト判断根拠のⅠの必須事項の2番目、技術的可能性が確実であることという中で、今、植木委員がおっしゃられたのは、「地形、地質、地理状況等から判断して当該事業の施工が技術的に成林可能であること」と書いてあるが、ここに具体的内容を反映させたら如何かというご提案を頂いたところです。ここは改善の余地がありますので、できるだけ前向きに検討いたします。

【井上座長】

現地ではかなりシカ害等があつて当然防除も必要ですけれども、前年度事前評価を実施したところについては、そのようなかなり厳しいところもあるとかそういった状況というのは地域によって変わると思うんですけれども、実際現場ではどの程度被害が出ているのかが少し分かれば教えて頂けますか。

【事務局（大沼推進官）】

それは、先ほどの期中評価の10年生のところで見ただけであればある程度分かるかと思ひます。先ほどの期中評価の6-2-4の資料の51ページになりますが、前年ということではないですが、10年経過分のところで見ただけだと特に南の地域でシカの害だとかクマの害というのが発生して、生育の遅れが数%ですが見られるということ、それから広葉樹林化ですね、数%ですけども広葉樹が入ってるものが見える状況があるところがある。ただし、今回の対象地7-2でお示したところで近隣にこのようなことがあるかどうかというのはちょっと分からないので、来年以降ですね調査するにあたってどのような林分が近くにあつてというのを可能であれば書くことも可能かと思ひます。

【植木委員】

例えばこういった新たなところに植林をすると、今のお話のようにシカの害が特に今大変なんですよ。そのような場合にこれを見ますと例えば獣害防除ネットとかはないんですが、どのような対応策があるのですか。

【事務局（久保補佐）】

当然、水源林造成事業でシカによる食害防止対策というのは作業種としてありますので事前に防除柵等を張つて確実な更新を促すための施業を実施しています。それらの費用も事業費の中に含まれています。また、防除ネット以外の食害防止対策も使えるようになっているのですが、一般的な対策としては防除ネットが主流になっています。

【井上座長】

費用もかかりそうだと思うんですけれども、例えば期中評価では被害のあつたところではこれくらい費用がかかつただとかいうようなことも当然計算されていると思うんですけれども。

【事務局（久保補佐）】

当然、食害防止対策の費用も含めた事業費において、事業評価のB/Cの計算を行っています。

【井上座長】

では、ご意見なければこちらの公表資料となる「事前評価個表」の中の「第三者委員会の意見」の記入内容については「事業実施の必要性が認められる」という文言を基本として記入するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【井上座長】

特にコメントとして付加しておいた方が良い文言があれば伺いたいと思います。

それでは、ただ今頂きましたご意見を参考として「第三者委員会の意見」の記入内容を座長と事務局で調整していきたいと思います。最終的には座長一任ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、その他についてということで最後に事務局より説明願います。

【事務局（大沼推進官）】

はい、資料8でございます。

公共事業に係る政策評価の点検結果についてでございます。昨年12月に総務省の行政評価局から公共事業に係る政策評価の点検結果の報告がありました。この中で、水源林造成事業についても取り上げておりますので今回報告させていただきます。公共事業につきましてはこのような形で評価をして各府省独自のそれぞれの政策評価に関する基本計画を持ってしまして、事業ごと政策評価の実施対象、それから実施時期を定めて評価を行っているわけですが、総務省は、政策を所掌する各府省とは異なる観点といたしますか、評価専門担当組織というのがございまして、その立場から各府省が行った政策評価を点検しているというものでございます。平成24年の6月から25年5月までに総務大臣に交付された公共事業評価表、これが厚労省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、この5省からですね千件以上あるんですけども、この中のうちの13事業133の事業区分について点検が行われたと言うことで、その結果が昨年10月に発表されたというものでございます。

資料8の24ページ、25ページに課題の概要が載せてございます。指摘されたものは5点ございまして、概要についてまず見ていただきますとまず1点目が、先ほど審議いただきましたけど10年から29年、それから30年から49年、50年以上経過分と3つの区分ごとに評価しているということで、代表林齢についてのみ行っているけれども、マニュアルでは「便益及費用は、評価期間内の額について社会的割引率により現在価値化するものとする」とされていることから、一部の額に係る分析では不十分ではないか、全ての林齢に係る便益及び費用を計測すべきではないかという指摘でございます。これは何回か総務省とのやりとりもございまして、当方から農林水産省の対応という方に書いてございますけれども、便益及び費用の算出については、当技術検討委員会の意見を踏まえ

て代表林齢についてのみについて行っているところであるが、指摘も踏まえまして委員の方の意見を聴きながらより適切な評価手法となるように幅広に検討していくといった形で回答させていただいています。ちょっとここは後ほど委員の方々の意見を伺えればと思います。

それから、その下でございますが、単位当たりの水質浄化費、これはちょっと分かりづらいので、71ページのところを見ていただいた方が分かりやすいと思います。水質浄化便益を計算する際の単位当たりの水質浄化費を計算するに当たって誤りがあったということです。それによって水質浄化便益が過小に評価されているんじゃないかということです。これについてはこの計算の仕方の部分で、誤りがございまして、下の表にありますけれども、修正をさせていただきました。

照会の3点目は、次のページになるんですけども、ここで総務省からの指摘は、炭素固定便益の樹木固定分について、森林整備を実施することによる当該森林増加分から森林による炭素固定量を推計し評価することとされているけれども、評価書では1ヘクタール当たりの当該森林見込蓄積量の差のみを記載して植栽予定面積の記載がないと。植栽予定面積を考慮した便益を算出できないと。だから適正に直して下さいという指摘がございましたので、ちょっとこれは考え方が違っているということで、指摘のとおり修正して出したということです。

それから照会の4でございまして、これは一緒に紐解いていただけたらというところでございますが、炭素固定便益（樹木固定便益）及び木材生産確保・増進便益の森林整備分は想定される木材生産量から算出することとなっているが、樹種ごとに固定される見込み蓄積量は異なり、また木材市場価格も異なる。便益の計算に当たって、樹木分布状況は一定として計算しているけれども、評価書によれば点検対象の30地区のうち事業の開始から30年以上経過した18地区において、雪害だとか寒害、風害、干害等により広葉樹林化していることにより植栽面積と将来における樹木の分布状況は異なるのではないかと。そのイメージで炭素固定便益、木材生産確保・増進便益については針葉樹が将来において広葉樹林化することを考慮した上で算定すべきじゃないかという指摘でございます。これも何度か総務省とやりとりしたんですが、最終的には広葉樹林化は雪害等による不測の事態により生じることから現時点では予測困難であるため、期中評価の時点における樹種構成を基に算定することで対応していると回答したところです。本件についても1点目の指摘と同様に当委員会のご意見も踏まえて検討していきたいと回答しています。

それから、5点目になりますが、これもちょっとした違いでございます。木材生産便益の算出に当たっては、日本不動産研究所の山林素地及び山元価格調から都道府県の山元立木価格の平均値を適用するとされている。この評価書では異なる価格を用いて計算しているというものです。これも指摘どおりでしたので、平均値を計算し直して修正致しました。

このような指摘を受けたわけでございますけど、75ページの1番下のところに総務省

の対応というのが書かれてございます。照会の1点目と4点目について今後検討すると回答したので、今後の状況を注視するというように書かれてございます。この報告書の平成25年度の点検結果のところでは昨年度指摘事項への対応状況というのも取りまとめられています。このことから、この報告書の平成26年度版においてはここで指摘がありました照会1の事項と照会4の事項についてはどんな対応を行ったかということで記載されることとなります。

今まで検討いただいた結果このような評価の仕方になっているというのが基にあるわけですけれども、今回については一応ご報告ということではございますが、ご意見なりいただければ幸いです。

【井上座長】

宿題みたいなものですね。

【事務局（大沼推進官）】

今、ここで出ればご意見いただければいいですし、また後ほどご説明させていただきますが、新年度に入りまして現地検討会をやることも考えたいと思いますので、そういった中でやりとりをしていく中で照会の1と4について委員の方からご意見いただければというように思っております。この場で何かご意見あればいただければと思います。

【井上座長】

委員の皆さん、この場で今の指摘についての報告、ご意見がありましたらいただきたいと思っております。

【植木委員】

広葉樹林化の話ですけれども、これはなかなか予測しがたい部分があるんじゃないですか。そう思うと、ここでの計算が難しくなるのではないかという気がしますがね。結果的には予測になるわけですね、将来的な。ここは広葉樹林化してきますというようなのは誰も分かるわけではないですよ。そこを計算に入れるというのが。確かに現実的にはあるんですけどね。でも、ちょっと難しいんじゃないですか。こんな感じの回答でいいんじゃないですかと思うんですけど。

【事務局（久保補佐）】

議論の経過を申しますと、植木委員のおっしゃるとおり広葉樹林化というのはその時々々の気象害ですとか数十年に1回の大きいものが来れば、その年度だけかなり大きなギャップが生じて広葉樹林化に向かうという変動の大きなものであり、そういったことはずっと総務省には説明はしてきたのですが、なかなかご理解いただけない。検討しますということではないと先方が納得しない。最終的に今後データの蓄積等を行い、そのデ

ータ等を踏まえ、委員の先生方に定量的な広葉樹林化の予測が可能かどうかのご意見を伺い、今後検討していきますということを回答しているところです。特に広葉樹林化のデータについては、全ての流域でデータが集まっていないので、少なくともデータ収集が一巡して全ての流域のデータが集まらないと予測のための係数とかは決めることはできませんということは申し上げております。

【植木委員】

一巡しても分からないんじゃないの。

【事務局（久保補佐）】

そういったご意見を委員の皆様からいただければということで本日の議題の一つとさせていただきます。実態としてなかなか難しいということは総務省とのやりとりでかなり説明はしてきたところです。

【植木委員】

どう説明すればいいんですかね。

【城土理事】

専門家の先生からこのようなご意見がありましたと残しておけば良いのではないのでしょうか。

これは10年後の日本がどのようになっているかと言っているのと同じだと感じます。

【植木委員】

本当にそうですね。

【岡田委員】

もし広葉樹林化率を算出するにしても、絶対にあまり大きな量にはしないで下さい。便益の中で炭素固定は少ないんだから。植木委員がそうおっしゃっていますと。

【植木委員】

僕が言ってもだめなんですね。

【事務局（久保補佐）】

私どもの説明では納得されかねている。検討会の意見、委員の先生方の意見を聴けということです。それで、今回の場で委員の先生方から技術的な意見がございましたと報告したいと思います。

【岡田委員】

指摘としてはいいね。現実的にはやはり広葉樹林化、針広混交林化ということはずっと言い続けているわけだから。本当はね。

【植木委員】

本当はね。そうなんですよね。

【岡田委員】

予測はいつの時期にどれぐらいまで落ちるんだって、それができないので。

【事務局（大沼推進官）】

今まで総務省とやってきたのと同じく、この場に出させて頂いた結果、また委員の方からそのようなお話があったということで返したいと思います。それから前半の照会1の部分についてはですね、検討会の中で検討してきた結果があつてですね、今、代表林齢でやってるといふものもありますので、それについてもこれまでの経緯を踏まえてやっているわけですが、今のやり方で特段問題ないということであれば今後についてもこの方式でやらせていただくようにしたいと思います。

【岡田委員】

75ページの立木価格の表は向こうが出してきたんですか？

【事務局（大沼推進官）】

右側に書いてあるものでうちは便益を出したんですね。実際には左の方のもので便益を出すべきと指摘があったということ。

【岡田委員】

総務省が出してきた。

【事務局（大沼推進官）】

はい。

【岡田委員】

ちょっと違うといえば確かに違う。

【城土理事】

こういうのはね、ちょっとだけなんですよね。

【センター金山（関係者席）】

単純ミス。このライン、行、チェック不足です。

【事務局（大沼推進官）】

きちんとチェックすると言うことにさせていただきたいと思います。

【井上座長】

では、議事は全て終了ということで、どうもありがとうございました。

【事務局（久保補佐）】

どうも井上座長運営ありがとうございました。それでは、事務局から最後にご連絡させていただきます。まず、本日の検討会の議事録については事務局の責任におきましてとりまとめ、早急に公表することとしたいと思っております。なお、議事録につきましては事務局で作成後各委員に送付し、修正意見等をいただいた上で必要な修正等を行い、その後、座長のご了解をいただいて公表することとしたいと思っております。

2点目と致しましては、本日の資料の取扱いについてですが、本日の資料のうち「期中の評価個表」、「事前評価個表」が林野庁のホームページで公表されることになっております。それについてご了解をいただきたいと思っております。

また、3点目としまして来年度の予定につきましてですが、本日のご議論の中でもございましたとおり、現地を見ながら来年度の検討会でご意見をいただくことが重要であるというふうに考えておりますので、これにつきましては来年度の現地検討会を開く予定で今後調整させていただきたいと思っておりますので各委員の方々につきましてはその点についてもご了解お願いしたいと思っております。

あと、平成25年度で終了いたしました特定中山間保全整備事業、これは農地の方で実施している事業でございますが、この内の阿蘇小国郷地域の終了時評価が来年度は実施年度となっております。この地域におきましては、当地域の農林道事業の利用効果及び水源林造成事業、分収育林事業の期中の評価を通常の評価と併せて行いたいと思っておりますので、来年度の検討会におきましては、特定中山間事業の評価についてもご説明させて頂いてご議論頂く予定になっておりますので、この点についてもご了解お願いしたいと思っております。

最後になりますが、本日の資料につきましては、机の上に置いていただければ、例年どおり後日、当方から郵送させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、闊達なご議論有り難うございました。それでは、以上をもちまして平成26年度水源林造成事業評価技術検討会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。